

第 16 回定例委員会会議録

委員長) 日程第 1 開会宣言

委員長) 日程第 2 会議成立の宣言

委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名(植田委員)

委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 16 号議案「芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) 一般的な民間会社の場合では、当然そういう懲戒規定を持っているわけですが、公務員の場合は、問題を起こしたときには退職願を出して、退職金は取ってしまって手がつけられないということを知ってききましたが、今回、退職金を条件はあるが、戻してもらおうと。しかもその範囲を禁錮刑以上ではなく、ごく一般的な懲戒処分対象の分まで入れましょうという形で、これは民間に近づくという限りでは適切なものであろうと思います。

質問ですが、条例については、国家公務員退職手当法に準じて、今回の改正ということになったのですか。

教職員課長) そのとおりでございます。

植田委員) その法律改正はいつですか。

教職員課長) 国家公務員退職手当法につきましては、平成 21 年 4 月 1 日施行です、ちょうど 1 年前の施行でございます。

植田委員) 結構です。

白川委員) 同じような質問になりますが、国家公務員退職手当法の一

部改正を参考にとありますが，それを地方公務員に当てはめるという意味でしょうか。

教職員課長） 基本的な条項のつくりとしましては，ほぼ国家公務員退職手当法と同じつくりになってございまして，国家公務員退職手当法の改正をほぼ適応したということでございます。

植田委員） あえて制度として問題があるとしたら，遺族の場合には期間制限を設けておりまして，遺族のほうが保護されておりますので，あえて保護する必要があるのかなと，本人と遺族の場合で差を設けることの合理性について若干疑義が残るところはあります。何か事情はわかりますか。

教職員課長） 特には聞いてはございません。ただ，つけ加えて申しますと，遺族及び相続人から返納させる場合については，その返納させる者の生活実態と申しますか，返納するに当たっての状況等も勘案するというのも今回新たにつけ加わっている部分でございまして，当然本人からは全額返すべきものであろうというところなのでしょうが，遺族，相続人ということになってきますと，その生活実態等々も含めて，必ずしもそのままストレートに返すことが適切かどうかということの事情が入ったのであろうというふうには理解をしております。

委員長） これは，実態的にほとんどケースがないのではないですか。

教職員課長） 今回この改正をするに当たりまして調べましたが，ケースはございません。

管理部長） あれば困ります。

植田委員） 不祥事があるとさっさと退職願を出して辞めてしまうのです。辞めた人に懲戒ができるかという問題が第一段階にありま

すね。あと、不祥事の調査をしていると時間経過が来るものですから、そうすると退職金を持ち逃げするような退職の仕方があります。

教 育 長) 現実にあるのですか。

植 田 委 員) ありますね。

委 員 長) 我々の知る教員の世界では、処分を受けて辞めるということはよくありますが、後に、そのことがわかって懲戒処分になったというようなケースは無いのではないかと思います。

教 育 長) こういう問題というのはルールだけは、きちんとしてないと、予想しないようなことが起こるみたいです。

植 田 委 員) 民間であるのですが、不祥事があるというのが見え出すと、退職をさせないで、謹慎処分をとるのです。それから実態調査を行います。辞められてどこかへ行かれると証拠を得ることができなくなりますから。

委 員 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第16号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委 員 長) 次に、第17号議案「芦屋市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) 昔から1月7日の七草粥が済んでから学校に行くということがありまして、創立記念日が休みだったのになくなってしまふのはショックですね。そこまでしないと授業時間はとれないのですか。

学校教育部長) 創立記念日でございますが、現時点でも既に創立記念日が祝日と重なっており、休んでいない学校等がございます。

それから、高校の学区を一緒にしております神戸市では、創立記念日というのは休業日になっていないということもあります。

植田委員) 冬休みを1日なくしてしまうことは重大なことではないのですか。

学校教育部長) 平成23年度から授業時数が大きく変わります。小学校6年生は年間で35時間の増になります。小学校1年生では782時間が850時間というふうに授業時数が大きくふえます。中学校におきまして、980時間が1015時間にふえてきます。そうした中で、授業時数を確保していくということは行事の見直しであるなどいろいろな方法があるとは思いますが、そういうことも行いますが、昨年度のように新型インフルエンザ等による休業が続きます場合もございますので、やはりここは授業日を確保していくことが必要であるというふうに考えたわけでございます。

植田委員) 今配られた資料は近隣の状況に足並みそろえるということですか。

学校教育課長) 今追加で、お手元に配付させていただいた資料は、学校園

休業日の定め 近隣他市状況についての今年度の状況でございますが、小・中学校の長期休業期間等については、神戸市だけが1月6日に冬季休業が終わるということで、昨年度、既に改定されております。また、創立記念日はもともと神戸市については休業日としないという定めになっております。中学校におきましては、芦屋・神戸第1学区の関係もございまして、授業日自体をそろえたいという方向は、昨年度から中学校では考えておりました。先ほど部長からも説明させていただきました新学習指導要領で授業時数がふえますので、それに対する準備を始めておくというのも理由でございました。それから幼稚園につきましては、阪神間、ばらばらでございまして、その状況の中で本市においては、2学期、3学期の開始日を小学校とそろえるということで、この機会にあわせて改正しようとするものでございます。

委員長) 新しい指導要領の始まりは来年度からですか。

学校教育課長) 小学校においては23年度、再来年度です。

委員長) 時間数が足りないから冬休みの期間を1日短くするということですか。

学校教育課長) そうです。創立記念日が、祝日と重なっている学校もございまして、この創立記念日を休業にしているところと、していないところがございます。今回の改正で、多いところでは、2日分ふえるということになります。

宇佐見委員) その1日分、学校によっては2日になりますが、それで時間数の消化はできるのですか。

学校教育部長) 1日5時間といたしまして、2日間で10時間、それです

べてを解消というわけではありませんが，基本的には授業時数は足りておりますが，10時間をさらに確保することによってゆとりが生まれると思っております。

委員長) 同時に学校行事も見直しをしますか。

学校教育部長) 当然それも見直しの対象となります。

植田委員) もっと遊ばしてやればいいじゃないかという考えが一方ありますね。

委員長) 時間数を確保したらそれで力がつくのだという幻想があるのですね。しかし，AさんとBさんで同じ時間教えても全然，子どもの力のつきかたが違うというのがあるわけですね。そのほうが本当は大事なのです。

植田委員) 時間を多く使ったからといって，成果があがるものではないと思っていますので，休みがあった方がいいとは，個人的には思いました。

委員長) 形を整えるというだけで終わらないようにしてください。

教育長) 内容を考える必要もありますが，やはり，新教育課程が我々にのしかかってきているのも事実です。

それから，幼稚園については，教育課程にそんなに大きく縛られないようにというのはあります。

白川委員) 35週ですか。

教育長) そうです。

白川委員) 兄弟がいる場合が少し問題ですね。

教育長) そうです。兄弟が夏休み，冬休みで，幼稚園だけが長くいるのは困るという意見も何度も聞きます。ですから，休みに入るのは少し早いのですが，始まりだけは同じようにしたいとい

う思いがありました。

植田委員) まじめにやられるのは大いに結構なことで、何ら批判はい
たしません、何かさみしい話だなと思いますね。

委員長) 先生も忙しくなるということも、一方ではありますから、
その辺も配慮してください。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第17号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)

委員長) 次に、第18号議案「芦屋市民会館条例の一部を改正する
条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

市民センター長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

市民会館の改修はいつ完成ですか。

市民センター長) 3月31日完成です。

植田委員) 利用希望者には待ってもらっているような状況ですか。

市民センター長) お部屋は昼間で75%ぐらいの利用率です。夜間は少なく
なりますが全体的には足りない状態です。

植田委員) 容量がふえて、収益も上がるということですか。

市民センター長) はい。年間約150万円程度増収する見込みです。

白川委員) 条例の改正ですから議会に提案するのですね。

市民センター長) はい。

植田委員) 大ホールの収容人数が減りますが、座席に余裕がでるということですか。

市民センター長) 今の舞台の後ろ側にも座席が、当初は設けられていたのですが、今はその需要もありませんで、収容人数を現在の実態に合わせてました。

植田委員) わかりました。

白川委員) パソコンを18台設置するということですが、300円で自由に使えるようにするということですか。

市民センター長) そうです。

白川委員) 設置場所はどこですか。

市民センター長) 借りていただいている部屋に持って行って使用していただくということです。

白川委員) わかりました。

委員長) リニューアルして、4月からの料金を中心とした改正ですね、新しい市民会館についてはかなり期待が大きいですね。

社会教育部長) この条例は6月1日から施行です。4月に予約して6月1日からしか使用できません。

白川委員) 周知の方法としてはホームページに掲載ですか。

社会教育部長) 広報とかホームページです。

白川委員) 徹底したほうがいいですね。

委員長) なかなか市民会館を使用するのは難しいということを知ったことがあります。競争があるのだらうと思うんですが、抽選とかで決めるのですか。

市民センター長) はい。

委員長) 市民活動的なものを優先するとか、営利を目的とする関係

には使用してはならないとかあるのでしょうか。

市民センター長) 優先使用については市の関係行事ですと優先で先取りさせていただいておりますが、市民の皆さんの予約は、2カ月前が、原則です。重複すれば抽選いたします。

教 育 長) 芦屋では絶対数が足りないのだろうと市民の方は思っていると思います。

委 員 長) 芦屋では貸し室みたいなものが、案外少ないですね。

教 育 長) ラポルテにもある程度あるらしいですが、芦屋市に第2の会館みたいなものが必要になってくるのかもわかりませんね。

委 員 長) 確かにそういう要望も含めながら、しかしそれは今ない話なので議論しても仕方がない話ですが。公平に抽選でやっておるということを私も聞きましたから。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第18号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委 員 長) 次に、第19号議案「芦屋市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) 議案資料に基づき概略説明

委 員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植 田 委 員) 別表第2に、液晶プロジェクター、マイクロホン、ピアノ

があがっていますが、金額を変更したのでしょうか。

公民館長) 金額は変更しておりません。字句の整理です。

植田委員) それだけのことですね、わかりました。

社会教育部長) 今回のリニューアルに際しまして、料金の改正についても検討はしてみたのですが、本市は近隣他都市よりも随分使用料金が高いのです。平成9年7月のときの引き上げ額がかなり大きいものでありましたので。ですから、今回は料金を据え置いたままにしています。新たに貸し室をふやしたところだけ使用料を設定いたしました。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）

委員長) 最後に、第20号議案「芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ・青少年課長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員長) 土・日が1割5分増しで加わったわけですね。

植田委員) どうしてもひっかかるのは、これは大人たちが遊ぶわけですが、子どもたちはボール遊びもできないとか、大人のためのまちになっていて、子どもたちのものが十分用意されているの

だろうか、いつも思わせられるところですね。

まあ従来からのサービスですから特に異論は述べませんが、子どもたちの権利をもう少し何とかしたいという感じはします。

白川委員) そういうことを考える部局がないのですかね。

教育長) 我々が声を上げることは必要だと思います。

白川委員) やはり教育委員会が声を上げるよりほかはないでしょう。

植田委員) そういうことですね。

教育長) 公園のテニスコートと子どもの遊び場とは一緒にはできないと思いますが、おっしゃるように、子どもたちが自由に遊べる場所というのをもっと確保してやりたいですね。機会あるごとに我々も言いたいと思います。

委員長) 都市公園とありますが、教育委員会と関係があるのですか。

社会教育部長) 都市公園内の運動施設の管理だけを、スポーツ・青少年課が行っております。総合公園の陸上競技場は市長部局です。

白川委員) 公園の種類は2種類あったと思いますが、児童厚生施設としての児童遊園というのは芦屋市にないのですか。児童福祉法の中に入っていますが。

社会教育部長) 都市公園法に基づく公園ばかりですね。

スポーツ・青少年課長) 都市公園法というのが別にありまして、その中で市内の公園ですとか、それもその都市公園の中に、その条例の中に組み込まれています。

教育長) 教育委員会として市に対して子ども用の公園をつくってほしいという意見を出してもいいのではないかと思います。個人的には各小学校校区に1箇所ぐらいは子どもが何してもいいような公園が欲しい。それを我々が要求することも必要ですね。

社会教育部長) 神戸の場合は大きめの公園では、小学生とか中学生もボール遊びもできるように高いフェンスを設置して、三角ベースボールぐらいができるようなところがありますね。

植田委員) 公園の近隣というのは、住民も利便性が高いわけですよ。それでいながら、受益だけしておきながら、やかましいからとか危険があるからとか迷惑だからという、このあたりのところの言うことを聞いていきますと、本当に子どもたちの遊び場所はどんどん狭まっていきますね。ですから、施策のあり方として、バランスというのがあるわけであって、市民として公共の場所である公園の近隣で暮らす限りは、それなりの我慢をしていただきたい。それがバランスではないかと思いました。

白川委員) 公園問題ですが、例えば、幼児教育のレベルでは、公園デビューというのがあり、親子連れで公園を利用していたのですが、それができなくなってきて、公民館とかでやるようになったわけです。私が鶴甲でやっていた青空プレーグループというのがありました。あそこの公園はすごく広いのですが、ボール遊びをやる児童のレベルの公園と、幼児レベルの公園は何らかの形で分けなければならなくなりまして、鶴甲の自治会が管理をしていましたので、自治会と協議をしました。ですから、子どもの公園といいましても、幼児向けと、ボール遊びができる子ども向けと分ける必要がありますね。

社会教育部長) あると思います。ですから部活終わって野球の素振りをするところがないということも聞いています。ですから公園でも素振りができないし、よっぽど大きな敷地のある家でしかできないという状況です。

白川委員) 本当は、子育て支援の観点からも広々と開けた、そういうところがあったほうがいいのですよ。

委員長) 子どもの遊び、子どもの心を育てると言いながら、だれかが意見を出しても、なかなか場所の問題、土地の広さの問題等があり、現実的には解決の方法もなかなかないんですが、心がけておかないと、そういうことはできません。

教育長) 声をあげておかないと。

委員長) とりあえずは、あるものをどう使うかということも考えなければいけないと思うのです。一番広いところは何と言っても学校の運動場でしょう。子どもたちが通ってきて、学習の場でもあるし、同時に遊び場としてどういうふうなことができるのかということも大事な要素じゃないかなと思います。

白川委員) 未就園児の子育て支援で幼稚園は結構活用されています。

委員長) 本当にこの辺を歩いてみても広場みたいなものがないですよ。テニスコートは立派なのがあったり、大きな総合運動公園があったりはしますが、ちょっと友達と一緒に何かをしようという場所を見つけにくいと思います。そのことを課題意識として持っていないといけません。そういうことも念頭において、教育振興基本計画を立てないといけませんね。

白川委員) そうですね、運動能力の低下の問題もありますね。

植田委員) 今まで企業が持っていた、広々とした空地があったでしょう。それが全部マンションに変わっていきますから、非常にまちの雰囲気というものが余裕のない感じがします。どうしたら余裕を持たせて子どもたちが遊びや運動ができるかということも考えなければなりません。

委員長) これは次の教育振興基本計画の課題の一つになるかと思
います。

宇佐見委員) 一つ質問ですが、東浜公園と西浜公園というのは、総合公
園のずっと奥のほうの公園ですか。

社会教育部長) 潮芦屋地域ではなく、潮見小学校の西側にテニスコートあ
りますよね。あそこが西浜公園です。

宇佐見委員) テニスコートに隣接する駐車場ですね。では、総合公園の
一番奥の駐車場は入っていないのですか。

スポーツ・青少年課長) 南緑地西駐車場ということで入っております。

宇佐見委員) わかりました。あの駐車場は、夜釣りとかに来られる方が
いらっしゃいますよね。一度行ったときに、その駐車場がま
だ整備ができていなかったのか、それとも時間制限があって
5時になると機械がストップして全部フリーで出られるのかと
思いましたのでお聞きしました。

社会教育部長) きっちりしたことはわかりませんが、基本的に管理人がい
て、見回っているのですが、時間になって管理人がいなくなり
無人になったときは、ゲートをあけて御自由にというのもあっ
たかもしれません。

宇佐見委員) なるほど。しかし、あの駐車場ができて、かなり路上
駐車が減りましたね。

社会教育部長) 随分、減ったと思います。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第20号議案採決。結果，可決（出席委員全員賛成）

委員長) 日程第5 閉会宣言